

装備品等の標準化に関する訓令を次のように定める。

昭和43年8月26日

防衛庁長官 増田甲子七

## 装備品等の標準化に関する訓令

改正	昭和45年6月16日庁訓第23号	平成16年3月29日庁訓第14号
	昭和48年7月31日庁訓第39号	平成18年3月27日庁訓第12号
	昭和56年2月10日庁訓第1号	平成18年7月31日庁訓第92号
	昭和59年5月30日庁訓第33号	平成19年1月5日庁訓第1号
	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成19年8月27日省訓第142号
	昭和61年7月1日庁訓第35号	平成21年7月29日省訓第48号
	平成5年6月30日庁訓第45号	平成23年12月14日省訓第40号
	平成7年9月29日庁訓第52号	平成27年10月1日省訓第39号
	平成9年6月30日庁訓第31号	平成28年3月31日省訓第34号
	平成10年12月2日庁訓第46号	平成28年3月31日省訓第37号
	平成13年1月6日庁訓第2号	令和元年6月20日省訓第8号
	平成14年3月27日庁訓第19号	令和2年3月30日省訓第19号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 標準品目等の指定（第4条—第12条）
- 第3章 仕様書の規制（第13条—第18条）
- 第4章 防衛省規格の制定（第19条・第20条）
- 第4章の2 年度標準化計画（第20条の3）
- 第5章 標準化調整会議（第21条）
- 第6章 雑則（第22条）
- 附 則

### 第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この訓令は、装備品等の標準化を推進するため、標準品目等の指定、仕様書の規制及び防衛省規格の制定について必要な事項を定めるものとする。

（装備品等の標準化の意義）

第2条 装備品等の標準化とは、装備品等の調達、補給、維持、管理その他の業務の効率化及び装備品等の品質の確保に資するため、装備品等の種類又は仕様を統一し、又は単純化することにより、装備品等の品

目数を少なくするとともに装備品等の互換性及び共通性を高くすることをいう。

(用語の意義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幕僚長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、幕僚長（陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。以下同じ。）、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官をいう。
- (2) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (3) 仕様 装備品等の形状、構造、品質、性能その他の特性、装備品等の試験方法、検査方法その他のこれらの特性を確保するための方法又は装備品等の防せい方法、包装方法、表示方法その他の出荷条件をいう。
- (4) 仕様書 調達しようとする装備品等の仕様を記載した文書をいう。
- (5) 国定規格 日本産業規格その他国で定めた標準規格をいう。

## 第2章 標準品目等の指定

(標準品目等の指定)

第4条 防衛大臣は、装備品等の標準化のため必要があるときは、装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）第2条第7号に規定する指定品名をその品目名としている品目（同訓令第8条第2項の規定により設けた品目をいう。以下同じ。）について標準品目、試用品目又は非標準品目（以下「標準品目等」という。）の指定を行う。

- 2 防衛装備庁長官は、第20条の3に規定する年度標準化計画に基づき、関係のある幕僚長等と協議の上、標準品目等の指定案を作成し、防衛大臣に標準品目等の指定を申請する。
- 3 防衛装備庁長官は、防衛大臣が指定した標準品目等を幕僚長等に送付する。
- 4 前各項の規定は、標準品目等の指定の変更について準用する。

(標準品目)

第5条 標準品目に指定された品目は、装備品等の設計、仕様書の作成その他の装備品等の仕様の決定にあたって、つとめて採用しなければならない。

(試用品目)

第6条 試用品目に指定された品目については、幕僚長等は、防衛大臣の定めるところにより、これを試用するとともに、その使用実績を防衛大臣に報告しなければならない。

(非標準品目)

第7条 非標準品目に指定された品目は、取得請求（物品管理法（昭和31年法律第113号）第19条第1項の規定に基づく取得のため必要な措置の請求をいう。以下同じ。）をしてはならない。

(その他の品目)

第8条 標準品目に指定された品目がその品目名としている指定品名の範囲（防衛大臣がその範囲内で別に範囲を指定したときは、当該指定に係る範囲。次条において同じ。）に属する品目のうち、標準品目、試用品目又は非標準品目のいずれにも指定されないものの取得請求は、標準品目に指定された品目を取得することによつては目的を達することができないときに限りすることができる。

(品目以外の装備品等)

第9条 標準品目に指定された品目がその品目名としている指定品名の範囲に属する装備品等については、品目以外のものの取得請求をしてはならない。

第10条 削除

第11条 削除

(取得請求の禁止の特例)

第12条 第7条から第9条までの規定は、装備品等の類別に関する訓令第3条第1項各号に掲げる装備品等及び自衛隊の任務遂行上緊急に必要とされる装備品等の取得請求については、適用しない。

2 第7条から第9条までの規定は、装備品等の調達に伴いあわせて調達される当該装備品等の維持に必要な部品（付属品を含む。次項において同じ。）及び法令、訓令又は防衛大臣の決定に基づき自衛隊において使用すべきものとされた装備品等の取得請求についても、適用しない。ただし、これらの取得請求を当該各規定に抵触しないのできるようにするための措置を、あらかじめ、とることができるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により第7条から第9条までの規定が適用されないこととなる同項の部品又は装備品等の取得請求をした場合においては、関係者は、すみやかにその後のこれらの取得請求を当該各規定に抵触しないのできるようにするための措置をとるものとする。

4 第9条の規定は、防衛省仕様書による装備品等の取得請求についても、適用しない。ただし、その取得請求を同条の規定に抵触しないのできるようにするための措置を、あらかじめ、とることができるときは、この限りでない。

5 第3項の規定は、前項本文の規定により第9条の規定が適用されないこととなる同項の装備品等の取得請求について準用する。

### 第3章 仕様書の規制

(防衛省仕様書の制定)

第13条 防衛大臣は、装備品等の標準化のため必要があるときは、防衛省仕様書を制定する。

2 装備品等の調達に際し仕様書の作成につき防衛省仕様書によることができるときは、これによらなければならない。

3 幕僚長等は、第20条の3に規定する年度標準化計画に基づき防衛省仕様書の原案を作成し、防衛装備庁長官に送付する。

4 防衛装備庁長官は、前項の原案について関係ある幕僚長等と協議の上、防衛省仕様書の制定案を作成し、防衛大臣に防衛省仕様書の制定を申請する。

5 前2項の防衛省仕様書の原案及び制定案の様式及び記載要領は、防衛大臣が別に定める。

6 防衛装備庁長官は、防衛大臣が制定した防衛省仕様書を幕僚長等に送付する。

7 第1項及び第3項から前項までの規定は、防衛省仕様書の改正又は廃止について準用する。

(仕様書の作成担当区分)

第14条 装備品等の調達に際し仕様書の作成につき防衛省仕様書によることができない場合において、別途仕様書を必要とするときは、この条に定めるところにより、これを作成するものとする。

2 幕僚長若しくは防衛装備庁長官又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊若しくは防衛装備庁の物品管理官（物品管理法第8条第3項に規定する物品管理官をいう。以下この条において同じ。）の調達要求に基づき防衛装備庁が契約する装備品等であつて次の各号の一に該当するものに係る仕様書は、防衛装備庁長官が作成する。

(1) 国定規格又は防衛省規格を適用するもの

(2) 市販品で防衛大臣が別に定めるもの

(3) 研究開発に関するもの

3 前項各号の一に該当する装備品等以外の装備品等であつて、幕僚長又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の物品管理官が防衛装備庁に対し調達要求する装備品等に係る仕様書は、幕僚長が作成する。ただし、幕僚長は、当該仕様書を、それぞれ陸上自衛隊補給統制本部長、海上自衛隊補給本部長又は航空

自衛隊補給本部長に作成させることができる。

4 幕僚長等又は防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは防衛装備庁の物品管理官が防衛装備庁に調達を委託する装備品等に係る仕様書は、幕僚長等が作成する。ただし、幕僚長は、当該仕様書を、それぞれ陸上自衛隊補給統制本部長、海上自衛隊補給本部長又は航空自衛隊補給本部長に作成させることができる。

5 幕僚長等が調達する装備品等に係る仕様書は、幕僚長等又はその指定する者が作成する。

(装備品等の標準化の趣旨の尊重)

第15条 仕様書の作成にあつては、装備品等の標準化の趣旨を尊重しなければならない。

(仕様書の新規作成及び改正手続)

第16条 第14条第2項第1号又は第2号の場合においては、防衛装備庁長官は、あらかじめ、関係のある幕僚長の意見を徴しなければならない。ただし、当該仕様書の内容がこの項の規定によりすでに幕僚長の意見を徴したものと異ならないときは、この限りでない。

2 第14条第3項の場合において、当該仕様書が装備品等の部隊使用に関する訓令(平成19年防衛省訓令第74号)第3条第2号に規定する重要装備品等に係るものであるときは、幕僚長は、当該装備品等の仕様又はその大綱について、防衛装備庁長官と協議の上、防衛大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該装備品等の仕様、又はその大綱がこの項の規定によりすでに防衛大臣の承認を受けたものと異ならないときは、この限りでない。

3 前項の規定に係る装備品等のうち、装備品等の研究開発に関する訓令(平成27年防衛省訓令第37号)の規定により開発された装備品等について、防衛装備庁長官は、幕僚長との協議に先立ち、あらかじめ仕様書の作成に必要な資料を作成し、幕僚長に送付しなければならない。

4 第2項の規定に係る装備品等について、防衛大臣が使用の実績を求めた場合は、幕僚長は、防衛大臣の定めるところにより、その使用実績を報告しなければならない。

5 第2項の規定は、当該仕様書の改正について準用する。

(仕様書の記載要領)

第17条 第14条第2項から第5項までの規定により作成される仕様書の様式及び記載要領は、第13条第5項の規定により定められた様式及び記載要領に準ずるものとする。

(仕様書の内容の通知)

第18条 防衛装備庁長官は第14条第2項の規定に基づき仕様書(その内容がこの条の規定により、すでに通知された内容と異なるものを除く。)を作成したときは関係のある幕僚長に、幕僚長は第16条第2項の規定に基づき防衛装備庁長官と協議のうえ第14条第3項の規定に基づき仕様書を作成したときは防衛装備庁長官に、それぞれ当該仕様書の内容を通知しなければならない。

#### 第4章 防衛省規格の制定

(防衛省規格の制定)

第19条 防衛大臣は、国定規格が定められていない場合において、装備品等の標準化のため必要があるときは、防衛省規格を制定する。

2 防衛装備庁長官は、第20条の3に規定する年度標準化計画に基づき関係のある幕僚長等と協議の上、防衛省規格の原案を作成し、防衛大臣に防衛省規格の制定を申請する。

3 前項の防衛省規格の原案の様式及び記載要領は、防衛大臣が別に定める。

4 防衛装備庁長官は、防衛大臣が制定した防衛省規格を幕僚長等に送付する。

5 前各項の規定は、防衛省規格の改正又は廃止について準用する。

(防衛省規格の採用)

第20条 装備品等の設計、仕様書の作成その他の装備品等の仕様の決定にあつては、国定規格のほか、つとめて防衛省規格を採用しなければならない。

#### 第4章の2 年度標準化計画

(年度標準化計画)

第20条の2 削除

第20条の3 年度標準化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該年度における標準品目等の指定又は指定変更に関する事項
- (2) 当該年度における防衛省仕様書の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 当該年度における防衛省規格の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 翌々年度以降の標準品目等、防衛省仕様書又は防衛省規格の見直しに関する参考となる事項
- (5) その他前各号に関する必要な事項

2 防衛大臣は、年度標準化計画を当該年度の前年度末までに作成するものとし、必要に応じ変更するものとする。

3 防衛装備庁長官は、第1項第1号、第2号及び第4号（標準品目等及び防衛省仕様書の見直しに関する参考となる事項に限る。）並びに第1項第3号及び第4号（防衛省規格の見直しに関する参考となる事項に限る。）について、関係のある幕僚長等と協議の上、年度標準化計画案を作成し、防衛大臣に申請する。

4 前項の規定は、年度標準化計画を変更する場合に準用する。

5 幕僚長等は、事情の変更その他の事由により、年度標準化計画の防衛省規格に関する記載事項、標準品目等又は防衛省仕様書に関する記載事項を変更する場合は防衛装備庁長官に依頼する。

#### 第5章 標準化調整会議

(標準化調整会議)

第21条 装備品等の標準化に係る次の各号に掲げる事項に関し審議し、かつ、幕僚長等相互間の調整を図るため、防衛省に標準化調整会議を置く。

- (1) 年度標準化計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 標準品目等の指定又は指定変更に関すること。
- (3) 防衛省仕様書の制定、改正又は廃止に関すること。
- (4) 防衛省規格の制定、改正又は廃止に関すること。
- (5) その他装備品等の標準化に関する重要な事項に関すること。

2 衛生資材に関する事項を議題とするときは大臣官房衛生監が、衛生資材を除く装備品等に関する事項を議題とするときは防衛装備庁長官が標準化調整会議の議長となる。

3 標準化調整会議の委員は、議題に関係のある防衛装備庁調達管理部長、人事教育局衛生官又は防衛装備庁の課長等、統合幕僚長が指名する者及び議題に応じて関係のある幕僚長等が指名する者とする。

4 標準化調整会議は、第2項に定める区分に従い大臣官房衛生監又は防衛装備庁長官が招集する。

5 標準化調整会議を招集するに当たっては、大臣官房衛生監又は防衛装備庁長官は、議題を示し、防衛装備庁調達管理部長、人事教育局衛生官又は防衛装備庁の課長等である委員にあつては直接出席を求め、その他の委員にあつては統合幕僚長及び関係のある幕僚長等に対し委員の指名を求めた上出席を求める。

6 標準化調整会議の庶務は、衛生資材に関する事項を議題とするときは人事教育局衛生官が、衛生資材を除く装備品等に関する事項を議題とするときは防衛装備庁調達管理部調達企画課長が処理する。

7 前各項に定めるもののほか、標準化調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、第2項に定める区分に従い大臣官房衛生監又は防衛装備庁長官が定める。

## 第6章 雑 則

### (委任規定)

第22条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

### 附則（抄）

- 1 この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。
- 2 船舶等の詳細図の承認に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第55号）は、廃止する。
- 3 仕様書に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第34号）は、廃止する。ただし、すでに同訓令第4条の規定に基づき作成された仕様書の効力は、これによつて影響を受けないものとし、同訓令の規定によりすでに調達実施本部長が幕僚長の意見を徴した仕様書、幕僚長が技術研究本部長に協議し、若しくは長官の承認を受けた装備品等の仕様の内容又は仕様の大綱及び技術研究本部長若しくは調達実施本部長又は幕僚長がそれぞれ関係のある幕僚長又は技術研究本部長に送付した仕様書は、それぞれこの訓令第16条第1項若しくは第2項又は第18条の規定により意見を徴し、協議し、若しくは承認を受け又は通知されたものとみなして当該各規定を適用するものとする。
- 5 前項の規定による改正前の装備品等の制式及び規格に関する訓令の規定に基づいて制定された防衛庁規格、防衛庁仮規格及び防衛庁暫定規格は、この訓令の規定に基づいて制定された防衛庁規格とみなす。

### 附 則（昭和45年6月16日庁訓第23号）

この訓令は、昭和45年6月16日から施行する。

### 附 則（昭和48年7月31日庁訓第39号）

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

### 附 則（昭和56年2月10日庁訓第1号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。ただし、第9条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第15条の改正規定は、同年3月25日から施行する。

### 附 則（昭和59年5月30日庁訓第33号）

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

### 附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

### 附 則（昭和61年7月1日庁訓第35号）

この訓令は、昭和61年7月1日から施行する。

### 附 則（平成5年6月30日庁訓第45号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

### 附 則（平成7年9月29日庁訓第52号）

- 1 この訓令は、平成7年9月29日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に廃止前の標準化基本計画について（通知）（装調1218号。47.3.17）の規定により定められている中期標準化計画及び年度標準化計画は、この訓令による改正後の装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第20条の2及び第20条の3の規定により定められた中期標準化計画及び年度標準化計画とみなす。

### 附 則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

### 附 則（平成10年12月2日庁訓第46号）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月27日庁訓第19号）（抄）

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日庁訓第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月31日庁訓第92号）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

- 2 第20条の3第1項第4号の規定については、平成19年度以降に係る年度標準化計画から適用する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月27日省訓第142号）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の装備品等の標準化に関する訓令第14条第2項第1号に基づき作成された仕様書については、なおその効力を有するものとする。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日省訓第40号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第37号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日省訓第8号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日省訓第19号）~~（抄）~~

~~（施行期日）~~

~~第1条~~ この訓令は、令和2年4月1日から施行する。